

2024年3月21日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿  
法務大臣 小泉 龍司 殿  
子ども政策担当大臣 加藤 鮎子 殿  
国家公安委員会委員長 松村 祥史 殿

最高裁判所長官 戸倉 三郎 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会  
代表理事 後藤 啓二(弁護士・荒川区児童福祉審議会委員、  
野田市児童虐待事件再発防止合同委員会委員)

共同親権導入に際して虐待親に親権が認められることのないよう、児童相談所と警察とが虐待リスクを正確に判断するためリアルタイムで最新の情報を共有するシステムの整備を義務付ける法整備を求める要望書

1 本年2月に入り、東京都、青森県で、児童相談所が関与しながら虐待リスクの判断を誤りみすみす子どもを虐待死させる事件が相次いで発生しました。東京都台東区美輝ちゃん虐待死事件では、児童相談所は一時保護が解除され家庭に戻された子どもについて、保育所から5回も傷があると通報が寄せられながら、父親が虐待を否定したことをもって「虐待でない」と判断し、虐待死に至らしめました。青森県八戸市望愛ちゃん虐待死事件では、児童相談所が二度も虐待通告がありながら同居男が「虐待をもうしない」といったことをもって、危険はないと判断し、対応を打ち切り、その直後に虐待死させられています。

このような児童相談所の誤った虐待リスク判断に基づき、子どもが虐待死させられる事件が続く中、虐待問題に重要な影響を与える民法改正が今国会で実現する方向で検討されています。法制審議会は、本年2月15日、離婚後の父母双方に親権を認める共同親権の導入を内容とする民法改正要綱を法務大臣に答申しました。子のいる夫婦の離婚に際しては、共同親権にするか、単独親権にするかは父母が協議によって決め、意見が対立する場合や協議できない場合は家庭裁判所が判断、子に対する虐待のおそれがあるなどと認められる場合には、家庭裁判所は非虐待親の単独親権としなければならないこととされています。

本要綱のとおり民法が改正された場合には、家庭裁判所は虐待歴の有無や程度について何ら情報を保有していないことから、家庭裁判所は虐待のおそれがないかどうか判断するためには、虐待に関する情報を有する関係機関に情報提供を求めざるを得ず、その旨の規定を法律上設けることが必要となります。子どもが虐待親の親権に服することのないよう、家庭裁判所はできる限り正確な情報に基づいて判断することが必要なことは言うまでもなく、そのためには、関係機関ができる限り虐待に関する情報を把握し、できる限り正確なリスク

判断に基づいた情報を家庭裁判所に提供できるような態勢とすることが必要不可欠です。

2 しかしながら、現行の法制度では、そのような態勢とはなっていません。虐待ではないかという通報は、警察に対して約 10 万件、児童相談所に対して約 10 万件寄せられています。これらの機関に寄せられた虐待案件は法律上共有することとされておらず、運用上もほとんどの自治体で、正確な虐待リスクの判断ができる態勢はとられていません。

東京都をはじめ少なからずの自治体では、児童相談所は自らに寄せられた虐待案件の一部しか警察に情報提供せず、多くの事案について、児童相談所が自らの保有するわずかな情報のみに基づいて、単独で虐待リスクを判断しています。その結果、通報を受けながら、警察にも連絡せず、自らの甘いリスク判断でほとんどの通報案件を「虐待でない」と判断し、放置し、上記 1 で述べた直近の事件のみならず、これまでも多くの事案でみすみす虐待死に至らしめています。

東京都足立区玲空斗ちゃんウサギ用ケージ監禁虐待死事件では、児童相談所はかなり危険な状況にある家庭につき、11 回家庭訪問し、2 回しか会えないにもかかわらず、「虐待でない」と判断し、放置し、警察に連絡したのは玲空斗ちゃんが家庭内でウサギ用ケージに入れられ殺害された 1 年以上後でした。千葉県市原市賢大ちゃん虐待死事件では、生後 2 月の賢大ちゃんが腕を骨折し医師から「虐待の疑いが高い」と説明を受けながら、児童相談所は父親が否定していることをもって「虐待とはいきれない」として、警察に連絡せず、一時保護したものの家庭に戻し、その直後父親から虐待死させられています。奈良県橿原市星華ちゃん虐待死事件では、シングルマザー家庭の星華ちゃんを診断した歯科医師から顔に傷があり、だれかからやられたと星華ちゃんが証言していると通報がありながら、児童相談所は母親が自ら及び交際男の虐待を否定したことをもって「虐待ではない」と判断し、警察にも連絡もせず、交際男の調査もしないまま、その後交際男に虐待死に至らしめています。

虐待ではないかとの通報があっても、親が虐待でないと言明すれば、傷があろうが、子どもが誰かからやられたと言明しようが、親の言い分どおりに「虐待ではない」と判断し、放置する児童相談所が多いのが現状です。警察に連絡すれば、警察がその家庭について保有する情報やその後のパトロール活動等で保有できる情報を得ることができ、より正確に虐待リスクを判断できるにもかかわらず、そのような虐待リスクを正確に判断するための情報共有も連携もほとんどなされていません。

このような状況のまま本要綱に基づき共同親権制度を導入した場合には、家庭裁判所が児童相談所に照会しても、児童相談所が虐待事案であるにもかかわらず、「虐待はない」旨回答し、家庭裁判所がそれを信じ、虐待はないとして虐待親に親権を認めることが危惧され、離婚後も虐待親による子どもへの虐待が継続する危険があることは明らかです。

3(1)そこで、このような虐待を見逃して、共同親権を認めてしまう事案をできる限り少なくする制度とすることが必要ですが、そのためには、多くの児童相談所による上記の安易な単独での虐待リスクを判断させる仕組みをなくすことが必要不可欠です。

そもそも家庭という密室で、逃げることも助けを求めることもできない虐待に遭っている子どもたちを救うためには、一つの機関だけで対応するより、多くの機関の多く目と足で、対応した方が子どもの安全が図られることは自明です。一つの機関だけでは得られる情報は極めて少なく、そのようなわずかな情報に基づいて虐待リスクを判断するよりも、多くの機関が保有・収集する多くの情報に基づいて虐待リスクを判断したほうが、正確に虐待リスクを判断できることは言うまでもありません。さらに、一つの機関だけでは、リスク判断は甘くなりがちで、家庭訪問等による子どもの安全確認の機会もごくわずかに限られます。児童相談所という一つの機関だけで対応することには、このような構造的な危険があり、実際に、これまで長い間、児童相談所が、警察に案件を知らせず単独で対応した多くの案件で、虐待リスクの判断を誤り、多くの子どもを虐待死に至らしめています。

(2)私どもは、2014年から、日本ユニセフ協会、全国犯罪被害者の会を共同呼びかけ人として、日本医師会、日本私立幼稚園連合会、東京都小学校PTA協議会等多数のご賛同を得て、「子ども虐待死ゼロを目指す法改正」を求める署名活動を実施し、法改正を求める要望書を安倍内閣総理大臣宛に提出、各自治体への要望活動を行っております。法改正が必要な事項は多岐にわたりますが、児童相談所が通報を受けながらみすみす虐待死を防げなかったという事例が極めて多数に上り、それにもかかわらず、児童相談所と警察は情報共有すらしていないという現状にあることから、児童相談所と警察がすべての案件を情報共有のうえ連携して子どもを守る活動(「全件共有と連携しての活動」)を行うことが急務と考え、その実現を本改正の最大の目標と位置づけております。

これまで法改正は実現しておりませんが、国会で次のような附帯決議がなされています。

○参議院厚生労働委員会(2016年5月26日)

児童虐待は刑事事件に発展する危険性を有しており、児童相談所と警察等関係機関が連携した対応を行うことが重要であることから、児童虐待案件に関する情報が漏れなく確実に共有されるよう必要な検討を行うとともに、より緊密かつ的確な情報共有が可能となるよう児童相談所の体制の強化についても検討すること。

○衆議院厚生労働委員会附帯決議(2017年5月31日)

児童虐待対応が必要な家庭に関する情報について、児童相談所と警察や医療機関等が全件共有できるよう必要な検討を行うとともに、転居時の対応や今後の政策立案にも活用すること。

また、私どもは国への法改正の要望と併せて、自治体への要望活動も行っており、少なからずの自治体で、児童相談所と警察とで全件共有の態勢が実現しています。しかし、いまだ東京都をはじめ少なからずの自治体の児童相談所ではごく一部しか警察に案件を知らせることなく、独断で虐待リスクを判断しており、通報された多くの案件を十分な調査もなく「虐待ではない」と判断している実情にあります。また、全件共有している自治体の多くでも、児童相談所は通報を受けた時点で、一月ごとに一覧表の形で案件の概要を提供するのみで、その後の家庭の状況の変化について情報提供されることはほとんどなく、虐待リスクの

正確な判断を両機関が連携してなされるような態勢とはなっていません。

2020年に、埼玉県が児童相談所と警察署の間でリアルタイムで最新の情報を共有するシステムを整備し、すべての案件についてできる限り正確な虐待リスクの判断を行った上、連携して子どもを守る活動を行うことができる態勢を整備しました。こども家庭庁でも同システムの整備を補助する事業を2023年度補正予算で整備しています。しかし、このよう情報システムを整備し、虐待リスクをできる限り正確に判断しうる態勢を整備している自治体はごく一部に過ぎません。

以上のとおり、現時点では、東京都等警察とごくわずかしか案件を共有しない児童相談所や、警察と全件共有はするがその後の情報共有はしない児童相談所がほとんどで、全国的には、正確な虐待リスクの判断ができる態勢が整備されているとは全くいえない状況です。

4 そこで、上記のような共同親権制度の導入に当たっては、児童相談所と警察とが寄せられたすべての虐待案件につきリアルタイムで最新の情報を共有し、できる限り正確に虐待リスクを判断し、連携して活動する態勢を整備し、家庭裁判所から情報提供の求めを受けた場合には、できる限り正確に虐待の有無、程度等についての情報を提供することができる態勢を整備しなければなりません。そうでなければ、家庭裁判所が、誤った情報に基づき虐待親に親権を認め、最悪子どもを虐待死させてしまうことになってしまいます。

以上から、児童相談所と警察が寄せられたすべての虐待案件につきリアルタイムで最新の情報を共有し、連携して活動する態勢を整備しなければならない旨を法律で規定する必要があることから、次のような児童虐待防止法の改正を要望いたします。なお、本改正については、2023年11月10日、私どもから提出した「ジャニーズ事件を機に子どもを性犯罪・性的虐待等から守るための法整備を求める要望書」（内閣総理大臣、子ども政策担当大臣等あて）においても要望しており、既にこども家庭庁等に働きかけを行っております。

#### ○ 親の側に立った誤った虐待リスク判断が行われることを防止し、子どもの安全を最優先とした取組態勢の整備—児童虐待防止法の改正

##### (1) 児童相談所による親の側に立った誤った虐待リスク判断を防止するための対策

児童相談所は、独断で、親が虐待を否定していることをもって安易に「虐待でない」と判断することなく、把握した虐待案件については、すべて警察に連絡し、警察の保有する情報やその後警察が調査して把握する情報を得て、より多くの情報に基づいて虐待リスクを判断しなければならない。

##### (2) 性的虐待の疑いのある親から子どもを守る取組

児童相談所は性的虐待の疑いのある事案を把握したときは、親が虐待が否定していることをもって「虐待でない」と判断することなく、直ちに警察に通報し、事実関係の解明を警察に委ねるとともに、そのような行為がなされていないと確証が得られない限り、一時保護等加害親と子どもを分離し、加害親による性的虐待の継続を防止しなければならない。

##### (3) 関係機関が連携して子どもを守る活動を行う態勢の整備

国、自治体は、虐待リスクをより正確に判断し、子どもが危険な状況にあることを多くの関係機関が共有し、連携して子どもを守る活動を行うことができるよう、児童相談所と警察等関係機関とリアルタイムで情報共有するシステムを整備しなければならない。

5 子どもを虐待から守るためには上記法改正が必要であることはご異論ないものと存じますが、特に、共同親権制度の導入により、虐待を受けている子どもが離婚後も虐待親の親権に服し、虐待にさらされ続け、最悪虐待死に至らしめられるという事態は是非とも避けなければなりません。そのような事態を防ぐためにも、上記法改正が是非とも必要なことはご理解いただけることと存じます。

共同親権制度を導入、運用する主体である法務省及び最高裁判所は、同制度導入に際して上記のような事態を避けるために必要な対策、すなわち、虐待リスクをできる限り正確に判断し、誤って虐待親に共同親権を認めてしまうことのないような法制度の整備を果たすべき責任を有することは明らかでありますことから、こども家庭庁及び国家公安委員会に上記法改正を行うよう強く働きかけ、政府、最高裁判所が一体となって、実現していただきますようお願いいたします。また、こども家庭庁及び国家公安委員会には、上記法改正につきましては、直近の2023年11月10日「ジャニーズ事件を機に、子どもを性犯罪・性的虐待から守るための法整備を求める要望書」をはじめとして、何年も前から何度も要望を続けているにもかかわらず(こども家庭庁設立前は厚生労働省)、いまだ応じていただいておりますが、共同親権制度導入に併せて、是非とも応じていただきますようお願いいたします。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会 代表 後藤啓二  
東京都千代田区神田神保町 1-29 tel/ fax 03-6317-5298 [kgoto@ab.auone-net.jp](mailto:kgoto@ab.auone-net.jp)  
<http://www.thinkkids.jp/>